

(生業訴訟原告団総会へのメッセージ)

## 「人間と自然の尊厳」の大きな旗を掲げて

生業訴訟原告団の皆さま、第2回総会開催おめでとうございます。

神奈川県に避難している私たちも、昨年9月11日の第1陣、12月12日の第2陣、合わせて23世帯65人が横浜地裁に提訴、今年29日の第1回口頭弁論を皮切りに、全国で展開されている集団訴訟の戦列に加わることになりました。

これも、昨年3月、「生業を返せ、地域を返せ」との旗印の下に、いち早く集団訴訟に立ち上がられた皆さまの先導があればこそ、と心から感謝いたしております。

皆様が掲げておられる「もとどおりの生活を取り戻したい」という要求こそが、今回の事態の核心であり、被害者全員の心中を集約した大きな旗です。かながわ訴訟では、日常生活とふるさとを奪われた精神的損害に対する慰謝料を請求の前面に掲げていますが、これも、この大きな旗の下にあるものです。

国策という名の下に、手段を選ばず、普通の人々の人権を無視して進められてきた行為の結果が、今回の未曾有の惨事です。被害のすべてが明らかにされ、その原因と責任が問われ、償われることなくして真の解決はありません。

安倍内閣が昨年暮れに閣議決定した「福島復興加速化指針」を頂点とする国の被害者封じ込め・切捨て政策、追随する自治体の姿勢に加え、時間の経過と共に薄れる世論の関心は、私たちにとって冷たい北風であることは間違いありません。

しかし、言葉に尽くしきれない悲惨を体験し、今日も心身にその痛みを抱えて生きている私たちの怒りと希望の火を消すことはできません。多くの人々の心の底にともった「3・11の火種」も消えることはないでしょう。必ずや反転の春は来る、と信じています。

子どもや孫たちの将来を見据え、人間と自然の尊厳を求める大きな旗を掲げ、スクラムを組んで、一步一步、前進しましょう。

2014年1月19日

福島原発かながわ訴訟原告団一同

(団長 村田 弘)